

▶介護保険制度の改正

団塊世代の方が75歳以上となる平成37年度を見据え、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することを目的に、平成29年6月に介護保険法が改正されました。その主な内容は以下のとおりです。

主な改正内容

①地域包括ケアシステムの深化・推進

市町村が保険者機能を発揮し、介護予防や重度化防止に向けて取り組む仕組みが制度化されました。

成果を上げるため、国で示すデータ等を分析し第7期介護保険事業計画に介護予防や重度化防止等の取組み内容と目標を記載し、達成状況を評価していきます。

その他には、認知症高齢者の増加から認知症施策の推進や、地域包括支援センターの機能強化等があります。

②地域共生社会を目指して

「地域共生社会」とは、高齢者、障がい児・者、子どもなど地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら活躍できる地域社会のことであり、地域の住民と行政等との協働により支え合う体制づくりを目指すようになっていきます。

③自己負担額の見直し

世帯間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現役並みの高い所得のある第1号被保険者（65歳以上の方）のサービス利用者負担割合が、平成30年8月より2割から3割となります。ただし、月額44,400円を超えた場合は、高額介護サービス費等として超えた分が申請により払い戻されます。

▶小諸市では、介護保険制度の改正も踏まえ「第8期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定します。

この計画は、高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを実現するために策定するものです。市民の皆様が住む小諸市をより暮らしやすいまちにするため、皆様のご意見をお寄せください。

▶**原案の公開場所** 高齢福祉課窓口、市ホームページ

▶**意見募集期間** 2/5(月)～2/20(火)

▶**提出方法** 2/20(火)までに住所・氏名・連絡先を明記して、郵送またはFAX、Eメール、持参により高齢福祉課へ提出。

※提出された意見の概要とその回答を市ホームページで公表します。

脳いきいき教室（無料）

月ごとのテーマにそった話と楽しく頭を使いながらの軽い運動をします。

2/20(火) 13:30～15:15

市民交流センター4～5会議室

申込み不要

もの忘れ相談（無料）

認知症初期集中支援チームスタッフ（看護師等）が相談をお受けします。

2/13(火) 13:30～

市役所3階 第7会議室

要予約（前日までに申込み）



地域包括ケアシステムの強化に向けて

「地域包括ケアシステム」とは、誰にでも訪れる高齢期を安心して迎えるための地域づくりです。



高齢福祉課

高齢者支援係

